

無効

消費者の利益を不当に害する契約条項は、**無効**となります。

成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまう条項

事業者に対し、消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する条項は、無効となります。

例

アパート等の賃貸借契約における条項。
賃借人(消費者)が、後見開始の審判を受けたときは、
賃貸人(事業者)は直ちに本契約を解除できる。



平均的な損害の額を超えるキャンセル料条項

キャンセル料のうち、契約の解除に伴う平均的な損害額を超える部分や、遅延損害金につき年利14.6%を超える部分についての条項は無効。

例

結婚式場等の契約において「契約後にキャンセルする場合には、以下の金額を解約料として申し受けます。実際に使用される日から1年以上前の場合：契約金額の80%」とする条項。

例

「毎月の家賃は当月20日までに支払うものとする。前記期限を過ぎた場合には1か月の料金に対し年30%の遅延損害金を支払うものとする」とする条項。

例

「合格者は所定の期限までに手続を完了しなければ入学資格を失います。いったん納付された学生納付金(入学金及び授業料等)は、いかなる事情があっても返金しません」とする条項。



※解約したらキャンセル料を支払うという条項のみならず、解約時に支払済みの金銭を返さない場合などが問題となります。

消費者の利益を一方的に害する条項

任意規定の適用による場合と比べ消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効。

例

売買契約の目的物の種類又は品質が、契約内容に適合していない場合、民法では、そのことを知ったときから1年以内に通知をする必要があるところ、正当な理由がないのに、この期間を不当に短く定める条項。

